21867　メタクリル酸＝2－エチルヘキシル・メタクリル酸＝2－（ジメチルアミノ）エチル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸ベンジル・メタクリル酸メチル共重合物　9－2800

21868　メタクリル酸＝2，3－エポキシプロピル・メタクリル酸＝3－（2H－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4－ヒドロキシフェネチル共重合物のアクリル酸付加物　9－2801

21869　メタクリル酸＝2，3－エポキシプロピル・メタクリル酸＝3－（2H－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4－ヒドロキシフェネチル・メタクリル酸メチル共重合物のアクリル酸付加物　9－2802

21870　メタクリル酸＝4，4，4－トリフルオロ－3－ヒドロキシ－1－メチル－3－（トリフルオロメチル）ブチル・メタクリル酸＝2－（トリフルオロメタンスルホンアミド）エチル共重合物　9－2803

21871　メタクリル酸・メタクリル酸＝2－{[α－（2－エチルヘキシル）ポリ（オキシカルボニルペンタメチレン）－ω－イル]オキシカルボニルアミノ}エチル・メタクリル酸＝2－（ジメチルアミノ）エチル共重合物　9－2804

21872　メタクリル酸・メタクリル酸＝3，3，4，4，5，5，6，6，7，7，8，8，8－トリデカフルオロオクチル・メタクリル酸＝2－ヒドロキシエチル・2－メチリデンブタン二酸共重合物のナトリウム塩　9－2805

21873　3－{2－［2－（3－メタクリロイルアミノプロポキシ）エトキシ］エトキシ}プロピルアンモニウム＝二水素＝ホスファート　2－(2)－278

21874　4－［2－（メチルアミノ）エチル］アニリン　4－(12)－904

21875　（5S）－3－メチル－2－オキソイミダゾリジン－1，5－ジカルボン酸ジベンジル　8－(2)－2468

21876　メチル（ジフェニル）ビニルシラン　4－(3)－181

21877　2－メチル－1，2－ベンゾイソチアゾール－3（2H）－オン　8－(7)－1761

21878　2－メチル－2－（メチルスルホニルオキシ）プロパン酸メチル　2－(6)－1948

21879　4，4'－メチレンビス（2－アミノ－3，6－ジメチルフェノール）　7－(4)－1251

21880　4，4'－メチレンビス（2－アミノフェノール）　7－(4)－1252

21881　4，4'－メチレンビス（3，6－ジメチル－2－ニトロフェノール）　7－(4)－1253

21882　4，4'－メチレンビス（2－ニトロフェノール）　7－(4)－1254

21883　N，N'－（6－メトキシピリミジン－2，4－ジイル）ジベンズアミド　8－(2)－2469

21884　1－［3－（4－メトキシフェニル）アクリロイル］イミダゾール　8－(2)－2470

21885　3－（4－メトキシフェニル）アクリロイル＝クロリド　4－(7)－2436

21886　4－メトキシベンジルアミン＝塩酸塩　4－(12)－905

21887　2－（5－メトキシ－2H－ベンゾトリアゾール－2－イル）－5－オクチルオキシフェノール　8－(3)－1358

21888　4－（5－メトキシ－2H－ベンゾトリアゾール－2－イル）ベンゼン－1，3－ジオール　8－(3)－1359

21889　2－（6－メトキシ－1－ベンゾフラン－2－イル）－1，3－ジメチル－5－（メチルスルホニル）－2，3－ジヒドロ－1H－ベンゾイミダゾール＝酢酸塩　8－(2)－2471

21890　N－メトキシ－N－メチル－3－（2，2－ジメチルプロピル）シクロプタンカルボキサミド　3－(2)－20

21891　ランダム構造を有する（3－メタクリロイルオキシプロピル）シラセスキオキサン　10－2960

21892　硫酸パナジウム（Ⅲ）と硫酸パナジウム（Ⅲ）・五水和物の混合物　1－(3)－407

21893　リン酸＝ジフェニル＝O－［29H，31H－フタロシアニナト（2－）－N29，N30，N31，N32］アルミニウム（Ⅲ）　1－(1)－733

○農林水産省・国土交通省告示第二号

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第三条第四項の規定に基づき、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（平成二十年農林水産省・国土交通省告示第三号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十二月二十七日

農林水産大臣　郡司　彰

国土交通大臣　羽田雄一郎

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針

一　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義及び目標に関する事項

1　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の意義

観光立国の実現は、国民経済のあらゆる領域にわたってその発展に寄与するものであり、国民生活の安定向上や国際相互理解の増進にも資するものである。

このため、平成十九年一月に観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）が施行され、同年六月には同法に基づき観光立国推進基本計画が閣議決定された。

平成二十三年三月に発生し未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、被災した観光地域に壊滅的な打撃を与え、さらに、国民の自粛ムードや訪日旅行への不安により国内外の観光旅客が減少し、全国の観光分野に深刻な影響を及ぼした。一方で、国内外から寄せられた復興に向けた支援の輪は、多くの観光交流を生み出すきっかけにもなった。観光は、被災を乗り越えた地域を支え、活力ある日本の再生に資する分野であり、平成二十四年七月に閣議決定された日本再生戦略においても、観光振興が力強い日本の再生を実現するための戦略の一つとして位置づけられている。

日本の成長を牽引し、更なる飛躍を果たすため、平成二十四年三月に新たな観光立国推進基本計画が閣議決定され、同計画に基づき、国土交通省を中心に政府一丸となって観光立国の実現に向けた取組を推進しているところである。

国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進し、交流人口の拡大による相互理解の増進や地域の活性化を図るためには、観光旅客が、従来の名所旧跡に加え、市街地、農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光旅客との交流を促進する滞在交流型観光の振興が不可欠であり、関係者が連携し、地域にいきづく暮らし、自然、歴史、文化等に係る地域の幅広い資源を最大限に活用した観光地域づくりを推進していくことが重要である。

このため、地域における固有の資源を有する観光地を相互に戦略的に連携させた観光圏として国内外からの観光旅客を対象とする二泊三日以上の滞在に対応可能なエリアを国内に形成し、海外の観光地と比較しても十分な魅力を有する国際競争力の高い魅力ある観光地とすることで、地域の幅広い産業の活性化や、交流人口の拡大による相互理解の増進、地域の活性化が図られ、もって地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、我が国固有の自然、文化、歴史等に関する理解を深めるものとして観光の意義を一層高めるとともに、豊かな国民生活を実現する「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりが図られることが期待される。

また、農山漁村は、心豊かな暮らしと自然・文化・歴史を大切にする良き伝統を代々伝えてきており、国民の価値観が多様化する中で、農山漁村に対する都市住民の関心が高まっている。このような中で、農山漁村における観光旅客の来訪及び滞在を促進することは、農山漁村に新たな活力をもたらすのみならず、国民全体が「食」や美しい景観等といった農山漁村の魅力を享受することにつながるものであり、農山漁村の活性化を図る上で大きな意義を持つとともに、滞在交流型観光の振興にもつながり、観光圏の形成を通じた地域の活性化を図るためにも重要な要素である。

2　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進の目標

今般の滞在交流型観光の受け皿たる観光圏の整備の促進に関する施策は、国内における旅行消費額を平成二十八年までに三十兆円にすること、訪日外国人旅行者数を平成二十八年までに一千八百万人にすること、訪日外国